

「法人向けセキュリティサービス」利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「法人向けセキュリティサービス」利用規約（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、法人を対象として、ウイルスなどの脅威から契約者が指定する IT 環境を保護するセキュリティサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。ただし、本規約に定めていない提供条件については、別紙に規定する第三者の定める使用許諾条件の定めるところによります。なお、契約者は本サービスを利用する場合、別紙の第三者の定める使用許諾条件に同意するものとします。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、契約者が特段の申出なく本サービスを利用し、又は料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) において、本規約を公表します。

第2章 サービス

(サービス内容及び提供)

第5条 本サービスには次表に掲げるサービスの区分があります。

区分	内容
マイセキュア ビジネス	契約者が指定するエンドポイントをウイルスやマルウェアなどの脅威から保護するセキュリティ対策サービス
Cloud App Security	契約者が指定するクラウドアプリをウイルスやマルウェアなどの脅威から保護するセキュリティ対策サービス
セキュリティサポートデスク	当社が提供するセキュリティサービス（当社が重要事項説明書に定めるものに限り。）を一元的にサポートするサービス

- 2 本サービスに係る料金等は、第 14 条（料金）及び別紙に従い請求します。
- 3 本サービスに係る提供条件は、本規約に定めるほか、当社ホームページおよび別紙に定める第三者のホームページに定める仕様によります。

第 3 章 契約

（申込みと承諾）

第 6 条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意し、当社所定の方法により申し込むものとします。

- 2 前項の申込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順序に従って承諾し、当社の承諾をもって契約が成立するものとします。
- 3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 本サービスの申込者が第 16 条（利用停止）1 項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
 - (5) 申込者が法人でないとき
 - (6) セキュリティサポートデスクの申込者が、その対象となるセキュリティサービスを利用していないとき、又はセキュリティサポートデスクの申込みと同時にその対象となるセキュリティサービスの申込みがないとき
 - (7) その他当社の業務に支障があるとき
- 4 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第 7 条 削除

(届出事項の変更)

- 第8条 契約者は、本サービスに係る契約申込の際、又はその後当社に届け出た内容に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとします。
- 2 当社は、契約者の登録情報が不正確もしくは不十分であった場合、又は必要書類の提出をしなかった場合など、契約者の責めに帰すべき事由に基づき登録情報を変更できなかった場合、これに基づき発生した損害に対してその責任を負いません。
 - 3 当社は、登録されている連絡先が有効なものでない場合、又は契約者が連絡先情報の提供を拒んでいる場合、その不達に起因して発生した損害について、その責任を負いません。

(権利の譲渡の禁止)

- 第9条 契約者は、本サービスに係る契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

(契約者の地位の承継)

- 第10条 法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
- 2 法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
 - 3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(契約者が行う契約の解除)

- 第11条 契約者は、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、当社に提出していただきます。

(当社が行う本契約の解除)

- 第12条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。
- (1) 第16条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
 - (2) 当社が定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき。
 - (3) 第6条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
 - (4) その他本規約に違反したとき。
- 2 当社は前項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを

通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(契約終了後の措置)

第13条 本規約の定めに従い、本サービスに係る契約が解除され又は終了した場合、本サービスの提供を終了します。

2 契約者は、本サービスに係る契約が終了した日の属する月までに発生した本サービス利用料を含む、本サービス使用に関連し発生した当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払うものとします。

第4章 料金の支払義務

(料金)

第14条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービス又はオプションサービスの提供を開始した日から起算して、その契約の解除又はオプションサービスの廃止があった日の前日までの期間について、別紙に規定する料金の支払いを要します。

2 契約者は、本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、別紙に規定する初期費用の支払いを要します。

3 本サービスの利用料金は本条各項に定める場合を除き、毎月、暦月に従って計算した料金の額とし、別紙の料金表に規定するプランごとの月額料金に利用月数又は利用日数を乗じて算定します。

4 当社は、契約の解除があった日を含む月の月額料金の額を、その利用日数に応じた日割り額とします。

5 本サービス内容の変更があった月の月額料金の額は、変更後の本サービスの提供を開始した前日までの日数（ただし、当該変更が契約者によるサービスの一部終了、削除である場合は、当該一部終了、削除を行ったサービスの提供終了日はこの日数に含みません。）に応じた変更前の本サービスの月額料金の日割り額及び変更後のサービスの提供を開始した日からの日数に応じた変更後のサービスの月額料金の日割り額の合計とします。

6 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

7 当社は、本サービスの料金を利用月の末日を締切日として算定し契約者に対して請求書を発行するものとし、契約者は当該請求書に基づき本サービスの料金を支払うものとします。

8 当社は料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

9 本規約に定める利用料金の額は、税抜価格とし、契約者が支払いを要する額は、利用料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

上記の方法で算定した額は、料金表のかつこ内で表記する税込価格と異なる場合があります。

10 当社は、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変

更後の税率により計算するものとします。

11 本サービスの料金の算定は、本条に定めるほか、料金表に定めるところによるものとします。

(延滞利息)

14 条の2 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払い期日を経過してもなおその支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第 5 章 利用停止等

(利用中止)

第 15 条 当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 本サービスが正常に動作せず本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
- (4) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。
- (5) 当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 16 条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 22 条（契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 6 章 損害賠償等

(免責)

第 17 条 当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、契約者に対し損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、当社の故意又は重大な過失の場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず責任を負担しないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者の設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

（非保証）

第 18 条 本規約に明示的に規定されている場合を除き、本サービスが契約者の利用目的に適切または有用であることを保証するものではありません。

（当社が受けた損害）

第 19 条 当社は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合は、契約期間又は契約解除後にかかわらず、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

（本サービスの廃止）

第 20 条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、その責任を負わないものとします。

4 当社は第 1 項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第 7 章 契約者の義務

（契約者の義務）

第 21 条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
 - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
 - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為をしないこと
 - (7) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (8) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
 - 4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。
 - 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
 - 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 8 章 付則

（登録情報の開示）

第 22 条 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲において、委託先に契約者の情報を提供することを承諾します。

（通知の方法）

第 23 条 本サービスの利用等に関する当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、以下の各号いずれかの方法で行い、各号に定めた時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

- (1) 当社 Web サイト上への掲載
掲載された時

(2) 契約者が予め当社に届け出た住所への郵送又は、電子メールアドレスへの電子メールの送信

通知が発送又は発信された時

(3) 当社が適切と判断する方法

当該通知の中で当社が指定した時

(免責の承認)

第 24 条 当社は本サービスを本規約に定める免責規定を前提にして提供するものであり、本規約に定める免責規定に同意しない契約者に対して、本サービスを提供するものではありません。

(知的財産権)

第 25 条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

2 契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 当社は、本サービスの提供により当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>) に定める手数料の支払いを要します。

(輸出規制)

第 27 条 契約者は本サービス及び本サービスに使用されている技術（以下「本サービス等」といいます）を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易その他の日本国の輸出関連法規ならび

に米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、これらの法規を遵守するものとし、ならびに本サービス等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出または再輸出しないものとします。契約者は本サービス等を、外国為替および外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

(保守等)

第 28 条 契約者は当社の保守等に関して以下に同意するものとします。

- (1) 海外に設置されるサーバおよびコンピュータ・システム（以下「海外設置 PC」といいます）に対するパターン・アップデート、本サービスに使用されているシステムおよび本ソフトウェアに対するバージョンアップ版および修正プログラムの提供等が、海外法人が保有するシステムから配信される可能性があること。
- (2) 本サービスに係る問合せ窓口は海外設置 PC の設置国においては一切提供されず、当社の提供する日本の問合せ窓口において日本の問合せ窓口の受付時間帯に限り日本語によってのみ提供されること。

(特約)

第 28 条の 2 本規約の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

(管轄裁判所)

第 29 条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 30 条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

別紙1 (マイセキュア ビジネス)

1 シングルサイト環境をご利用の方

マイセキュア ビジネスの利用にあたっては、契約者はウェブルート株式会社の「ウェブルート セキュアエニウェア ビジネス ソリューション契約書」(以下、「EULA」という)に同意するものとします。なお、EULA と本規約の内容に相違がある場合は本規約の内容を優先します。

ウェブルート セキュアエニウェア ビジネス ソリューション契約書

<https://www.webroot.com/jp/ja/company/about/service-terms-and-conditions/>

2 統合サポート環境をご利用の方

マイセキュア ビジネスの利用にあたっては、本規約の定めに加え、EULA が適されます。その場合、EULA における「WEBROOT」は当社に読み替えるものとします。なお、適用される EULA の定めは、以下のとおりです。

1. セキュアエニウェア ビジネス ソリューション、2. ライセンスおよびアクセス権、3. 制限事項、4. 使用条件、5. 体験版、6. アップグレード、7. サポート、8. ログイン情報、9. ウェブルート データベースおよびネットワーク イシュー、10. 個人データ、11. 隔離、削除、無効化の機能、13. 権利の保有、14. 製品の変更、16. 契約の停止と終了、契約終了後の効力、製品の終了、17. 限定的保証および保証責任の排除、21. 輸出、23. 危険性の高い活動、24. 不可抗力、25. オープンソース ソフトウェア、26. 一般規定 (第二段落の第二文から第三文を除く)

料金表

1 利用料金

区分	単位	税抜価格 (税込価格)
初期費用	1 の契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
1 ライセンス	1 のライセンスごとに月額	200 円 (220 円)
10 ライセンスパック	1 の 10 ライセンスパックごとに月額	1,800 円 (1,980 円)
100 ライセンスパック	1 の 100 ライセンスパックごとに月額	15,000 円 (16,500 円)

1000 ライセンスパック	1 の 1000 ライセンスパックごとに月額	120,000 円 (132,000 円)
10000 ライセンスパック	1 の 10000 ライセンスパックごとに月額	1,000,000 円 (1,100,000 円)

備考

- 1 第 14 条 (料金) の規定にかかわらず、本サービスの提供を開始した日を含む月の料金は支払いを要しません。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスの提供を開始した日を含む月に解除があったときは、契約者は利用料金の支払いを要します。この場合において、当社はその月額料金を日割りしません。
- 3 その他の利用料金に関する支払いについては第 14 条 (料金) に定める規定に従うものとします。

別紙2 (Cloud App Security)

- 1 Cloud App Security の利用にあたっては、契約者はトレンドマイクロ株式会社の「トレンドマイクロ製品使用許諾契約」に同意するものとします。なお、「トレンドマイクロ製品使用許諾契約」と本規約の内容に相違がある場合は本規約の内容を優先します。

トレンドマイクロ製品使用許諾契約

<http://www.trendmicro.co.jp/jp/business/buy/permit/>

料金表

1 利用料金

区分	単位	税抜価格 (税込価格)
初期費用	1 の契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
1 ライセンス	1 のライセンスごとに月額	300 円 (330 円)
10 ライセンスパック	1 の 10 ライセンスパックごとに月額	3,000 円 (3,300 円)
100 ライセンスパック	1 の 100 ライセンスパックごとに月額	30,000 円 (33,000 円)
1000 ライセンスパック	1 の 1000 ライセンスパックごとに月額	300,000 円 (330,000 円)
10000 ライセンスパック	1 の 10000 ライセンスパックごとに月額	3,000,000 円 (3,300,000 円)

備考

- 1 第 14 条 (料金) の規定にかかわらず、本サービスの提供を開始した日を含む月の料金は支払いを要しません。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスの提供を開始した日を含む月に解除があったときは、契約者は利用料金の支払いを要します。この場合において、当社はその月額料金を日割りしません。
- 3 その他の利用料金に関する支払いについては第 14 条 (料金) に定める規定に従うものとします。

別紙3 (セキュリティサポートデスク)

- 1 セキュリティサポートデスクの利用にあたっては、契約者はエヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社の「CS@T 倶楽部利用規約」(別紙「サービス仕様・料金表」を除きます。)に同意するものとします。なお、「CS@T 倶楽部利用規約」と本規約の内容に相違がある場合は本規約の内容を優先します。

CS@T 倶楽部利用規約

<https://www.ntt-at.co.jp/product/docs/csirt-club-tos.pdf>

- 2 契約者は、対象となるセキュリティサービスの ID やパスワード、システムログ等、本サービスを提供する上で必要となる情報について、当社および当社の指定する事業者を提供することあらかじめ同意するものとします。

料金表

1 利用料金

区分	単位	税抜価格 (税込価格)
基本料	1 の契約ごとに月額	80,000 円 (88,000 円)
オプション料 (分析レポート : 月次)	1 の契約ごとに月額	40,000 円 (44,000 円)
オプション料 (設定変更代行)	1 の契約ごとに月額	30,000 円 (33,000 円)
オプション料 (設定代行サービス追加チケット)	1 のチケットごとに	15,000 円 (16,500 円)
オプション料 (質問追加チケット)	1 のチケットごとに	10,000 円 (11,000 円)
オプション料 (駆け込み寺質問追加チケット)	1 のチケットごとに	15,000 円 (16,500 円)

備考

- 1 本サービスの提供を開始した日を含む月の基本料は支払いを要しません。
- 2 オプションの提供を開始した日を含む月のオプション料 (月額で定めるものに限ります。次項まで同じとします。) は支払いを要しません。
- 3 前項の規定にかかわらず、オプションの提供を開始した日を含む月にその廃止があったとき

は、契約者はオプション料の支払いを要します。この場合において、当社はそのオプション料を日割りしません。

- 4 当社は、第 14 条（料金）の規定にかかわらず、本サービスの契約の解除又はオプションの廃止があった月の利用料金を日割りしません。
- 5 セキュリティサポートデスクには、その提供を開始した日を含む月の翌月初日から起算して、11 か月の最低利用期間があります。
- 6 契約者は、セキュリティサポートデスクの提供を開始した日から最低利用期間の満了前にセキュリティサポートデスクの契約の解除があったときは、その基本料に残余の期間（最低利用期間の残月数に 1 を加えたものとします。）を乗じた額を、当社が指定する期日までに一括して支払っていただきます。

この場合において、当社は、その契約の解除があった日を含む月を残月数に含めません。

- 7 その他の利用料金に関する支払いについては第 14 条（料金）に定める規定に従うものとします。
- 8 当社は、分析レポートをその申込みがあった日の翌月以降に提供します。

附則（平成 28 年 10 月 18 日 AC サ 00098613）

本規約は平成 28 年 10 月 24 日から実施します。

附則（平成 29 年 1 月 25 日 AC サ 00137541）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。
- 2 平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に、本規約の第 2 章「サービス」に規定する「マイセキュア ビジネス」の契約申込を行った場合であって、当社がその契約申込を承諾し、その利用の開始が平成 29 年 6 月 30 日までに行われた場合には、別紙 1 の料金表に規定する初期費用を適用しません。

附則（平成 29 年 3 月 7 日 AC サ 00157480）

この改正規定は、平成 29 年 3 月 24 日から実施します。

附則（令和元年 7 月 16 日 NS ク第 00520579 号）

この改正規定は、令和元年 7 月 24 日から実施します。

ただし、この改正規定中、第 14 条の 2（延滞利息）の規定は令和元年 9 月 1 日から実施します。

附則（令和元年 8 月 23 日 NS ク第 00534568 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（令和 2 年 2 月 19 日 NS ク第 00605756 号）

この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。

附則（令和 2 年 2 月 27 日 NS ク第 00609824 号）

この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。

附則（令和 3 年 3 月 25 日 DPS サ第 00766609 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、次に掲げる条件をすべて満たすマイセキュア ビジネスのライセンスに、その利用

を開始した日を含む暦月の翌月初日から起算して1年間に限りテレワーク保険（当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/mysecure-b.html>) に定めるものをいいます。）を付帯します。

- (1) そのライセンスが初期費用を要する申込みと同時に申込みを行ったものであること
- (2) そのライセンスが「1ライセンス」、「10ライセンスパック」又は「100ライセンスパック」で申込みを行ったものであること
- (3) 初期費用を要する申込みと同時に行ったライセンスの申込みの数が 1000 未満であること
- (4) そのライセンスが令和3年4月1日から令和4年4月30日までの間に利用を開始しているものであること
- (5) そのライセンスを利用する機器等の MAC アドレスが当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/mysecure-b.html>) から登録されていること

附則（令和3年5月26日 D P S 第 00788173 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年6月18日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取扱います。

マイセキュア ビジネス	マイセキュア ビジネス シングルサイト環境をご利用の方
-------------	--------------------------------

附則（令和4年6月23日 D P S 第 00934934 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年8月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 当社は、次に掲げる条件をすべて満たすマイセキュア ビジネスのライセンスに、その利用を開始した日を含む暦月の翌月初日から起算して1年間に限りテレワーク保険（当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/mysecure-b.html>) に定めるものをいいます。）を付帯します。

- (1) そのライセンスが初期費用を要する申込みと同時に申込みを行ったものであること
- (2) そのライセンスが「1ライセンス」、「10ライセンスパック」又は「100ライセンスパック」で申込みを行ったものであること
- (3) 初期費用を要する申込みと同時に行ったライセンスの申込みの数が 1000 未満であること

- (4) そのライセンスが令和4年8月1日から令和5年8月31日までの間に利用を開始しているものであること
- (5) そのライセンスを利用する機器等のMACアドレスが当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/mysecure-b.html>) から登録されていること

附則 (令和5年8月29日 CNS1サ第000400002511-01号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社は、次に掲げる条件をすべて満たすマイセキュア ビジネスのライセンスに、その利用を開始した日を含む暦月の翌月初日から起算して1年間に限りテレワーク保険（当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/mysecure-b.html>) に定めるものをいいます。）を付帯します。
 - (1) そのライセンスが初期費用を要する申込みと同時に申込みを行ったものであること
 - (2) そのライセンスが「1ライセンス」、「10ライセンスパック」又は「100ライセンスパック」で申込みを行ったものであること
 - (3) 初期費用を要する申込みと同時に行ったライセンスの申込みの数が1000未満であること
 - (4) そのライセンスが令和5年9月1日から令和6年9月30日までの間に利用を開始しているものであること
 - (5) そのライセンスを利用する機器等のMACアドレスが当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/mysecure-b.html>) から登録されていること

附則 (令和6年9月27日 CNS1サ第000400007800-01号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社は、次に掲げる条件をすべて満たすマイセキュア ビジネスのライセンスに、その利用を開始した日を含む暦月の翌月初日から起算して1年間に限りテレワーク保険（当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/mysecure-b.html>) に定めるものをいいます。）を付帯します。
 - (1) そのライセンスが初期費用を要する申込みと同時に申込みを行ったものであること
 - (2) そのライセンスが「1ライセンス」、「10ライセンスパック」又は「100ライセンスパック」で申込みを行ったものであること

- (3) 初期費用を要する申込みと同時に行ったライセンスの申込みの数が 1000 未満であること
- (4) そのライセンスが令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までの間に利用を開始しているものであること
- (5) そのライセンスを利用する機器等の MAC アドレスが当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/mysecure-b.html>) から登録されていること